2019.11.25

院内集会　報告

内閣情報調査室による警察情報を恣意的に利用した社会コントロールの危険性

警察の政治的中立性の破壊に立ち向かうどのような法的システムを構想するか

 海渡　雄一

(共謀罪No 実行委員会、共謀罪対策弁護団)

1. 監視の強化は何のため?

　監視は、安全な社会のため、テロ対策のために必要とされる。監視によって犯罪は減少するだろうかと問われることがある。確かに、監視社会が進展すれば、犯罪の検挙は容易になるだろう。しかし、あらかじめ監視対象とされていない者の犯罪を防ぐことはできないから犯罪の未然の抑止ができるわけではない。

完全な監視システムができれば、犯罪を実行したものはたちどころに検挙されることとなり、その結果として犯罪の件数も減少するだろう。

しかし、監視している側の本当の目的は、この社会の秩序に歯向かうものを社会から排除するところにあり、犯罪の抑止は、その言い訳に過ぎない。そして、社会の「多数派」にとっては、監視は痛くもかゆくもない。しかし、自らが多数派だと思っていた者が、突然監視の対象とされることもある。

最近愛媛県で、タクシーの中で窃盗をしたという嫌疑で一人の女子大生が検挙された。理由は社内のドライブレコーダーに写っていた犯人と顔が一致したとされたからである。しかし、彼女は無実であることが確認され、警察が謝罪する事態となった。まず監視捜査にも誤りがあるということを確認する必要がある。

2. 人間を破滅に追い込むこともできるネット監視技術

世界的に俯瞰すると、アメリカのNSAが築いたプリズム、スパイのグーグルと呼ばれるXkeyScoreのシステムが存在している。スノーデン氏の告発によれば、ＮＳＡは、インターネット時代に即応し、プリズムと呼ばれるデジタル情報の世界的監視システムを構築し、ＳＮＳやクラウド・サービス、あるいはインターネットの接続業者など大手のＩＴ企業９社のサーバーから直接網羅的にデータを収集していたという。この９社とは、Microsoft、米Yahoo、Google、Facebook、AOL、Skype、YouTube、Apple、Paltalkであり、ＮＳＡはこれらの会社の保有するサーバーなどに自由にアクセスすることができ、フェイスブックのチャットやグーグルの検索履歴、ヤフーメールなども傍受できたという。

ＮＳＡの傍受システムにはプリズム以外にアップストリームによる傍受として、光ファイバーケーブルの情報を収集するシステムとＣＮＥの３種類がある。ＣＮＥは対象ユーザーのパソコンをマルウェアに感染させ、すべてのキーストロークや閲覧画面を監視できる。ＮＳＡは全世界の５－１０万台のパソコンをマルウェアに感染させることに成功しているという。さらに、7月7日付ワシントンポスト紙によると、FBIは捜査のために、運転免許証のデータベースにある顔写真を無断で使っていた。犯罪歴のない運転免許保持者の写真も、本人に何も知らせないで、勝手に使われていた。

3. 選挙結果を左右し、民主主義の崩壊を招くビッグデータの売買

フェイスブックの集めていた個人データの蓄積が、重大な選挙の結果に影響を与えた事件が、ケンブリッジ・アナリティカ事件である。イギリスのEU離脱をめぐる国民投票で、選挙キャンペーンを行う会社が、約8000万人分のフェイスブックの個人データを買い受けた。僅差が予測されていたが、選挙結果は、イギリスのEU離脱という結論となった。その背後では、この選挙コンサルタント会社が、個人の属性に即応したターゲット広告によって投票行動をコントロールしていた。この件では、イギリスの情報コミッショナーが2018年3月にケンブリッジ・アナリティカ社の家宅捜索を行い、データサーバーを押収した。このデータはケンブリッジ・アナリティカ社の親会社であるSCLE社がフェイスブック社に27万ドルを支払って入手していたことが判明している。利用者のSNS上の行動から、個人をプロファイリングし、ターゲット広告を行うことによって選挙結果すら左右できることがあきらかになったのである。

4. 究極的監視社会となった中国

　中国は監視カメラとネット監視、スコア制度によって、急速に監視社会システムを構築し、これを発展途上国に売り込み始めている。中国全土に設置された監視カメラはすでに二億台、瞬く間に六億台に達するだろうと言われている。西日本新聞の報道によると、「世界120都市の防犯・監視カメラの設置状況について英国の調査会社コンパリテックが調べたところ、住民千人当たりのカメラ設置台数（設置率）が多い上位10都市のうち8都市を中国が占めた。」という。これらの監視カメラは顔認証システムと連動している。

　米フォーリン・ポリシー誌2019年6月24日号に掲載された「ビッグ・ブラザーがベオグラードに来た」という記事によれば、2014年にベオグラードで子供のひき逃げ死亡事故を起こした犯人が、中国に逃亡し、セルビア当局が、中国に犯人の顔写真を送った。その後3日間で、中国国内に潜伏していたこのひき逃げ犯人を検挙したというのである。

　高い捜査効率に驚いたセルビア政府は、中国のファーウェイ社と契約し、今後二年間の間に、ベオグラード市内の800か所に1000台の高性能監視カメラを設置する計画を公表した。中国製のAI監視システムを買うことに決めた国は、ニューズウィーク誌(2019年4月24日)の調べによれば、54か国に達しているという。

5G技術をめぐる米中の覇権争いが世界中で起きている。この争いは、先端IT技術をめぐる経済的な競争としての側面だけでなく、世界的なデジタル監視システムの覇権をめぐる争いでもあるといえる。

5. 香港の若者の闘いは、自由の未来を懸けた闘いとなっている

中国ではウィグルやチベットの民族的少数派、労働組合活動家とこれを支援する学生たちなど政府の価値観と異なる思想を持つものは、徹底してマークされ、社会から排除されている。しかし、他方で、大多数の国民には手ぶらで何も持たなくても買い物ができるシステムとして歓迎されているのだという。監視社会化の適否は多数決で決めてはならない問題の典型例である。監視社会化で、当面のターゲットとされるのは、いつもその社会の少数派である。

香港市民とりわけ若者たちが、逃亡犯条例に反対し、命がけで必死のデモを、そして大学の選挙を続けていたのは、この中国の監視システムに呑み込まれてしまえば、香港市民が享受してきた人権はもとろんのこと、法の支配のシステムそのものを奪われ、生きる自由を根底から奪われることを恐れているためであろう。

そして、事態は香港の高等法院が香港政府が議会の議決を省略して制定した覆面禁止法を違憲と判断し、中国政府が、この司法判断に従わないというところにまで行き着いている。ことは、デモの自由を超えて、香港の法治、香港の中国返還時に約束された一国二制度の根幹にまで及んでいる。

この香港における闘いは、今後の世界的なプライバシーをめぐる闘いの最前線であり、市民にとっての人権と法の支配の帰趨を決めるほど重要性を帯びている。

　米中が監視社会における覇者を争う中で、EUはGDPRという規則によって、監視社会化を個人の尊厳、プライバシーによって法的に規制しようとしている。

　プライバシーの権利をめぐって、世界が三極に分かれている中で、日本はどのような進路を選ぶのか、真剣な議論を重ねる必要がある。

6. 官邸ポリスの集めた情報で官僚・政治家を恐怖支配

　日本に目を転ずると、2017年4月に、アメリカ政府が日本政府にXkeyScoreを提供していたことが民間団体であるインターセプトの告発によって明らかになった(NHKが報道)。提供された日本の機関がどの機関なのか、このシステムが実際にどのように使用されているかはわからない。

　2018年末に「官邸ポリス」と言う題名の本が講談社から出版された。著者は「東京大学法学部卒業、警察庁入庁、その後、退職」とだけ、紹介され、経歴も年齢もわからない。内容は、安倍政権に奉仕する官邸内の警察官僚をはじめとして、外務省、財務省、警視庁、さらには報道機関などの生々しい実態が描かれている。

　最近の毎日新聞のインタビューで、前川喜平元文科事務次官は、「この本が本当だとしたら、現代の特高警察だと思いますよ。私は2016年の9月か10月ごろ、警察庁出身の杉田和博官房副長官から官邸に呼び出され「新宿の出会い系バーというところに行っているそうじゃないか」と言われた。「週刊誌から聞いた話だ」と。それなら週刊誌が私のところに来るはずですが、来ませんでした。」。「菅さんが総理になれば、もっとひどい警察国家、恐怖政治になるのではないかと懸念しています。」「そういえば杉田さんに官邸に呼ばれた時、「○○省の○○次官にもそういうことがあったよ」と言われたんです。それで「みんな尾行されているのかな」と思った。弱みを握られている人は役人だけではなくて、与野党の政治家の中にも、メディアの中にもいるかもしれない。そう思いました。」と述べている（毎日新聞６月２０日　これが本当なら「現代の特高」…前川元次官が語る告発ノベル「官邸ポリス」のリアル）。まさに、安倍・菅官邸は、公安警察が集めた個人情報によって、政治家や官僚の弱みを握って黙らせるという、独裁的な政治を進めているのだ。

7. 戦前の日本で、国民には戦争の遂行に反対する自由はなかった

戦前の日本では、特高、憲兵、五人組などのアナログではあったが、濃密な監視社会システムが機能しており、戦争の遂行に疑問を表明しただけで、「非国民」のレッテルを貼られ、その存在を抹殺された。その道具として駆使されたのが、治安維持法（１９２５，１９２８改正）であり、改正軍機保護法（１９３７）であった。

政府は1945年8月14日に、ポツダム宣言を受諾したが、同日 「機密重要書類焼却の件」を閣議決定した。戦争はなかったものにしようと、戦争に関する一切の資料を焼却して、戦争を歴史から消し去ろうとした。軍と官僚による戦争の証拠隠滅であった。

　戦争が終了しても、東久邇内閣は、治安維持法を廃止せず、治安維持法に問われた政治犯の釈放も拒否していた。東久邇内閣は総辞職し、幣原喜重郎が総理大臣に就任した。

1945（昭和20）年10月4日、GHQは、「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去の件（覚書）」を発し、表現の自由を侵害し、情報の収集と公開を制限する法律の廃止を命じ、治安維持法、予防拘禁手続令、国防保安法、治安維持法の下に於ける弁護士指定規程、軍機保護法、宗教団体法などが廃止された。

続いて、1945年10月11日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは当時の首相幣原喜重郎に対し、五大改革指令を命じた。その内容は、秘密警察の廃止、労働組合の結成奨励、婦人解放（家父長制の廃止）、学校教育の自由化、経済の民主化（財閥の解体、農地の解放）が含まれた。これによって特高警察は解体されたのである。

　このように、戦後改革の出発点は、なによりも、治安維持法、軍機保護法の廃止と特高警察の解体だったのである。

8. 警察の中立性の公然たる破壊

警察法２条の不偏不党はこのような痛苦な経験を踏まえて、警察組織が政治に関わることを厳しく戒めた。戦後制定された警察法は、徐々に国家警察の強化の方向に修正されてきたが、警察法２条は改正されていない。

「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」との規定はかろうじて維持されている。この戦後警察に求められた政治的中立性が崩壊の危機に瀕している

先の参院選では、総理にの演説にヤジを飛ばしただけの市民が拘束され、排除された。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国の警察組織に対する指令が出ているとしか思えない。このような警察権の行使は警察法違反であり、恣意的な権力の行使という批判を免れない。総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察法の軛を免れ、官邸の私兵と化している。

　そして、今秋には、安倍政権で長く内閣情報官を務めてきた北村滋氏が、国家安全保障局の局長に就任した。外務、防衛両省のメンバーが中心の組織のトップに警察官僚が上り詰めたのである。官房副長官の杉田氏が内政を、国家安全保障局長の北村氏が外交の指揮を執るとすれば、安倍官邸は、警察出身者に完全にコントロールされていることとなる。この状況を見過ごせば、日本は独裁国家になってしまう。

9. プライバシーの権利に基づいて監視社会に抗する

　監視社会は、大衆の同意のもとに導入される。これを拒否するには、社会的な孤立を恐れない勇気が必要である。監視社会研究のパイオニアであるディビッド・ライアンは近著「スノーデン・ショック」(2016 岩波書店)の結論で、監視社会と闘うためのアイデアを提供しているのでこれを紹介しよう。

・ソーシャルメディアの使い方を変える。

・デジタル機器の設計者は設計段階でプライバシー条件を組み込む努力をする。

・政府と民間企業に説明責任を果たさせる。

・政治家、企業、技術者、裁判官らに、プライバシーの危機の真実を伝えるように努力する。

・脆弱な立場に置かれている少数派が迫害されないように、保護のための戦略を構築する。

・法律や政府の政策に影響を与える。

・忍耐強く努力を続ける。

・監視を恐れるのではなく、公的なことに参加し、監視者の目を気にしないで生活する。

どれも、なるほどと思うものばかりだ。監視社会の中で、安心と引き換えに人間性を売り渡すのではなく、人間としての尊厳を守り、社会の改革のために声を挙げる活動を続けよう。

10. プライバシーの権利に基づく制度改革の提案

そのために、具体的な提案をしたい。これまで、私たちの活動は新しい法、制度の反対に追われてきた。それは、やむを得ない面があったが、あらたなデジタル監視の出現に対して、効果的な監督システムが必要であることは、EUの例を見ても明らかである。

秘密保護法廃止運動と共謀罪廃止運動は共同して、次のような新たな法制度の確立に向けた活動に取り組むべきである。

(1)個人情報保護法を改正し、自己情報コントロール権の明記/本人同意原則の確立を求める。

(2)独立第三者機関として、現在私企業とマイナンバーに所管が限定されている個人情報保護委員会の権限を拡大し、公的セクターの全体を所管の対象とし、専門性と独立性の強化をはかる。この機関が、特定秘密の指定、情報機関の活動の適正性についても審査できるようにする。

(3)各企業に情報コミッショナーを置くことを制度化し、透明性レポートを高い水準で作成、公表することを義務付ける。